

Arcstar Conferencing電話会議サービス (A) 利用規約 【現改比較表】 2020年3月31日現在

～2020年4月30日

2020年5月1日～

目次

第1条～第28条 (略)

第29条～第32条 (略)

附則 (略)

目次

第1条～第28条 (略)

[第28条の2 本サービスの廃止](#)

第29条～第32条 (略)

[第33条 契約者に対する通知](#)

附則 (略)

～2020年4月30日	2020年5月1日～
<p>第1条～第28条（略）</p>	<p>第1条～第28条（略）</p> <p><u>第28条の2（本サービスの廃止）</u></p> <p><u>当社は、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。</u></p> <p><u>2 前項の規定による本サービスの全部又は一部の廃止があったときは、その本サービスの全部又は一部に係る契約は解除します。</u></p> <p><u>3 当社は、本サービスの全部又は一部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。</u></p> <p><u>4 当社は、第1項の規定により本サービスを廃止するときは、そのことを相当な期間をおいて、あらかじめ契約者に通知します。</u></p>
<p>第29条～第32条（略）</p>	<p>第29条～第32条（略）</p> <p><u>第33条（契約者に対する通知）</u></p> <p><u>契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。</u></p> <p><u>(1) 当社のWebサイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。</u></p> <p><u>(2) 契約者が利用契約の申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又はFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。</u></p>

～2020年4月30日	2020年5月1日～
	<p>(3) <u>契約者が利用契約の申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。</u></p> <p>(4) <u>当社が契約者に対し、対面にて又は電話を用いて口頭で伝え ます。この場合は、その口頭で伝えた時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。</u></p> <p>(5) <u>その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。</u></p>
	<p><u>附 則（令和2年3月18日 V Vサ第00621078号）</u></p> <p><u>この改正規定は、令和2年3月31日から実施します。ただし、第28条の2（本サービスの廃止）及び第33条（契約者に対する通知）の規定は、令和2年5月1日から実施します。</u></p>